

カルテの紛失のお知らせとお詫び

このたび、患者さんの外来カルテを誤って紛失してしまうという事態が発生しましたので、ご報告します。

患者さん及び関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

1 概 要

- (1) 発 生 日 平成26年 6 月30日（月）
- (2) 紛失したカルテ 外来患者47名分

2 経 過

- (1) 医事業務委託職員が月末の請求確認のため、医事室内に福祉施設入所者の外来カルテ47人分を 2 箱にまとめて置いておいたところ、清掃委託職員が焼却ゴミと誤認して回収しました。
- (2) 気づいた時点では既に収集運搬業者が回収済みであったため、病院職員が燕市焼却場へ行き作業を中断してもらい確認しましたが、カルテは確認できませんでした。
※ 確認できなかったカルテは、状況から焼却されたものと考えられます。

3 対 応

- (1) 紛失について所管する三条保健所に報告しました。
- (2) 紛失したカルテの患者さんに対しては、謝罪するとともに、院内各種システムから薬の処方歴や検査結果等を出力し、診療には支障が出ないように努めます。
- (3) 再発防止のため、清掃委託業者及び医事業務委託業者の作業手順等について確認し、見直しを行います。

○ 本件についてのお問い合わせ先

県立吉田病院 藤田事務長（0 2 5 6 - 9 2 - 5 1 1 1）